

## 4.4 作業計画の作成

### 4.4.1 作業計画の項目

石綿含有建材の除去等作業を行うにあたっては、事前調査の結果を踏まえ、作業の方法や作業工程等について作業計画を作成しなければならない。

大防法では、大防法施行規則第16条の4において、特定工事の元請業者又は自主施工者が遵守すべき作業基準として、特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこととされている。

また、石綿則第4条においても、事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならないとされている。

作業計画は、大防法や石綿則による届出が必要な場合に添付する必要があるが、届出が不要な石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する必要がある。

大防法及び石綿則で定められた作業計画の記載事項から、作業計画に記載すべき事項を表4.4.1に整理した。

作業計画は大防法及び石綿則で作成義務が定められているが、それぞれの法令ごとに個別に作成する必要はなく、1つの作業計画を両法令における作業計画とすることも可能である。ただし、その場合は両法令の必要事項を満たす作業計画を作成する必要がある。

作成した作業計画は、当該作業を行う全ての作業者に周知しなければならず、作業は作業計画に従って行わなければならない。また、大防法では作業を下請負人が実施した場合、元請業者は作業完了時に作業計画に基づき適切に作業が行われていることを確認することとしている。そのため、作業計画は現場に備え付け、手順等の見直しがあれば適宜計画を修正する必要がある。

表 4.4.1 作業計画の記載事項

作業計画の記載事項	大防法 (大防法施行規則第 16 条の 4 第一号)	石綿則 (石綿則第 4 条第 2 項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
	同工事の場所	—
②石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類	—
	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法	石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要	石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
⑥安全衛生	—	石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

#### 4.4.2 作業計画の記載事項

##### (1) 工事の概要

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工事の場所等を記載する。工事を実施する場所の住所又は住所がない場合は、地番を記載する。また、工事名、現場案内図等も記載することが望ましい。

##### (2) 石綿含有建材除去等作業

石綿の除去等作業の種類、実施の期間、作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積を記載する。

特定粉じん排出等作業の種類については、大防法施行規則別表第 7 のどの作業基準が適用されるかが分かるよう、除去、囲い込み、封じ込めのいずれの作業を行つかを記載する。また、除去等に伴う負圧隔壁養生、隔壁養生、原形のまま取り外し等の作業の種類も記載する。これらと同等以上の効果を有する措置を講ずる場合は、その措置の内容を記載する。

作業の実施期間は除去等作業の開始から終了までの予定期間を記載する。予定が変更になった場合は、記載を修正する。

作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積は、解体等を行う範囲にある石綿含有建材の種類（吹付け材、保温材、岩綿吸音板、仕上塗材等、判別で

きる範囲で詳細に記載をする）とその使用箇所、使用面積を記載する。使用箇所や使用面積については図面に記載しても差し支えない。

事前調査結果の報告書等があれば添付する。

### **(3) 石綿飛散防止措置**

石綿の除去等作業の方法（石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法）、石綿の除去等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況を記載する。

石綿の除去等作業の方法については、具体的な作業の方法及び石綿飛散防止措置及び順序を記載する。作業者がこの方法・順序に従って作業することを踏まえ、できるだけ具体的に記載する。

記載が必要な事項としては以下の事項が考えられる。

#### **【全ての作業で記載が必要な事項】**

- ・ 施工部位、施工数量
- ・ 作業場、施工区画の明示（立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法）
- ・ 事前調査結果、作業内容、石綿の影響等に係る掲示の内容、方法、場所
- ・ 作業者の入退場管理の方法
- ・ 除去等の方法、手順（試験施工する場合はその手順を含む）、作業手順を変更した場合のルール（作業者への周知、都道府県等・労働基準監督署への連絡（必要な場合）、計画の修正等）
- ・ 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
- ・ 周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化等の方法）
- ・ 使用機器等（薬液等を含む。）
- ・ 清掃の方法
- ・ 取り残しの有無等の確認方法（実施者、方法）
- ・ 記録等の体制
- ・ 廃棄物の処理の方法（除去された石綿の種類（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物）、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の一時保管の場所と保管方法及び掲示方法、処理施設の場所と運行経路（処理ルート）産業廃棄物処理業（収集運搬と処分）の許可証、委託契約書の写しを添付）
- ・ 作業環境測定の方法（実施する場合）
- ・ 大気環境測定の方法（実施する場合）

#### **【負圧隔離養生を伴う除去等作業で記載が必要な事項】**

- ・ 負圧隔離養生の方法（隔離シート等の設置方法、集じん・排気装置の設置方法（台数、換気能力、気流の流れの計画等））
- ・ セキュリティゾーンの設置方法
- ・ 作業終了時及び中断時に洗身を十分に行うことができる作業方法及び順序（隔離空間における作業終了又は中断後から、休憩等の次の予定に移るまでの間に、隔離空間における作業に従事した労働者が一人一人身体に付着した石綿等を十分に洗い落とし、全員が退出することができる十分な時間が確保されていること）
- ・ 作業開始前の確認事項（集じん・排気装置の事前点検、負圧状況の確認）
- ・ 作業中の確認事項（機器の点検、集じん・排気装置のフィルタの交換頻度、負圧管理、保護具、漏えいが疑われる状況が確認された場合の対応方法）
- ・ 作業後の確認事項（隔離空間内の清掃の方法、隔離空間内の粉じんの処理方法、薬液等の散布方法）
- ・ 隔離を解除する際に、石綿繊維が大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認方法
- ・ やむを得ない事情により総繊維数濃度の測定を行わない場合はその事情を記載する

(グローブパックを使用する場合)

- ・グローブバッグの製品概要（シートの厚さ等）
- ・除去作業開始前の密閉状況の点検方法
- ・湿潤化の方法
- ・グローブバッグを外す方法、グローブバッグから工具等を持ち出す際の方法

#### 【隔離養生（負圧不要）を伴う除去等作業】

- ・隔離養生の方法
  - ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所
  - ・石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う際は使用する電動工具等
- ※電動工具は、取扱説明書等に従い適切に使用することできるものであるかを確認する。

### (4) 工事の工程表

石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要（方法及び順序）を記載する。

石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載する。解体後に新規建築物等の建設を行う場合は、解体工事終了までの工程で差し支えない。

また以下の仮設計画関連についても記載した方がよい。

- ・作業床（足場等）外部養生の設置方法
- ・安全通路確保の計画
- ・仮設照明の設置場所

### (5) 施工体制

解体等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載する。

現場責任者の連絡場所は、連絡がとれる電話番号や通常在席している場所を記載する。

また、全体の施工体制が分かるよう、体制図等も記載する。体制図には石綿作業主任者名や特別管理産業廃棄物管理責任者名、緊急時対応（連絡先、連絡ルート等）についても記載する。

### (6) 安全衛生

石綿が使用された建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法を記載する。

具体的には、労働者が使用する保護具や保護衣の種類、管理方法及び扱い方、呼吸用保護具の適正な選定及び使用方法等の管理方法を記載する。また、じん肺健康診断の実施確認や石綿健康診断の実施確認の方法についても記載する。

その他、熱中症予防対策、転倒・墜落・転落・飛来・落下災害等の労働災害防止方法についても記載することが望ましい。

### (7) その他

石綿のばく露・飛散防止の観点からみると必ずしも記載が必要とはいえないが、安全かつトラブルのない作業を行う上では検討が必要な事項であり、整理しておくことが望ましい。

- ・石綿除去会社等の選定方法
- ・各種届出、管轄の監督官庁との調整事項
- ・地方公共団体や近隣住民との協定等の有無
- ・特殊条件

#### 4.4.3 下請負人への説明

大防法では、元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならないとしている。

説明が必要な事項は以下の事項である。

- ・石綿の除去等作業の方法
- ・石綿の除去等作業の工程を明示した解体等工事の工程の概要
- ・石綿の除去等作業の種類
- ・石綿の除去等作業の実施期間
- ・石綿の除去等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積

下請負人への説明の際は、作業計画等を示して作業の内容や注意点を確認することが望ましい。